

28農振第2368号
平成29年3月31日

一般社団法人全国農業会議所会長 殿

農林水産省農村振興局長



ガス事業者がガス導管の変位の状況を測定する設備等の敷地に供するために
行う農地転用の取扱いについて

これまで、ガス事業者が整備するガス導管の変位の状況を測定する設備等の敷地に供する場合の農地転用の取扱いについては、「一般ガス事業者等がガス導管の変位の状況を測定する設備等の敷地に供するために行う農地転用の取扱いについて」（平成26年1月10日付け25農振第1811号農林水産省農村振興局長通知。以下「旧通知」という。）により、その適正化を図ってきたところです。

今般、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）によるガス事業法（昭和29年法律第51号）の改正により、平成29年4月1日より、ガス事業者の類型が変わることに伴い、当該農地転用について、下記のとおり取り扱うこととしますので、御了知の上、関係団体に対し周知していただきますようお願いいたします。

本通知の内容については、経済産業省資源エネルギー庁と調整済みですので申し添えます。

なお、本通知の発出に伴い、旧通知は廃止します。

記

1 農業上の土地利用との調整

(1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者が、ガス導管について、河川、用排水路、軌道、交通量が多大な道路等を横断させるために公道等から隣接地に迂回させる際、当該隣接地にガス導管の変位の状況を測定する設備又はガス導管の防食措置の状況を検査する設備（以下「測定等設備」という。）を設置しなければならない場合があり得る。

このような測定等設備の敷地に供するために行う農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の転用について、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項及び第5条第1項の許可（以下「農地転用許可」という。）を不要としているが、この場合、周辺の農地等の農業上の利用に支障を生じることがないように、農業上の土地利用との調整が適切に行われることが重要である。

(2) このため、経済産業省からガス事業者に対して、農地等を転用して測定等設備を設置しようとする場合には、事前に都道府県知事又は指定市町村（農地法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）に事業計画の説明を行い所要の調整を図るよう、周知されたところであるが、都道府県知事は、市町村、農業委員会、土地改良事業施行者（指定市町村の長にあっては、農業委員会、土地改良事業施行者）等と密接に連絡をとり、周辺の農地等に係る営農条件等に支障を生じることがないように、農業上の土地利用との調整を十分に行うものとする。

(3) また、経済産業省からは、測定等設備に係る農地等の権利の取得が完了した場合には、その土地について一覧表を作成し関係する農業委員会に報告することについても、周知されたところであるが、農業委員会は、一覧表の写しを都道府県知事等に送付するものとする。この際、指定市町村の長は、情報共有を図るため都道府県知事にその写しを送付する。

2 その他

(1) 農用地区域内の取扱い

測定等設備を農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の農地等に設置する場合、既に、同法第15条の2第1項の許可は不要とされており、農地転用許可も不要となることから、同区域からの除外を行わずに設備を設置することは可

能であるものの、当該土地は農用地等又は農用地等とすることが適当な土地でなくなることから、設備の設置中又は設置後に同区域からの除外を行うことが適当である。

(2) その他のガス工作物等の取扱い

ガス工作物（ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物をいう。以下同じ。）で測定等設備以外のものを農地等に設置する場合やガス工作物の設置に当たり必要となる大型工事車両通行のための道路拡幅用地、仮設の作業用地や資材置場等として農地等を一時的な利用に供する場合については、農地転用許可を受ける必要がある。農地転用許可については、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）において標準的な事務処理期間を定めているところであるが、今後、以下の点に留意して、これらの場合の事務処理の迅速化が一層図られるよう努めるものとする。

ア 都道府県知事等は、事業者と事前の調整を速やかに行い、その結果をもとに事務処理を円滑に行うこと。

イ 農用地区域内の農地等にガス工作物で測定等設備以外のものを設置する場合には、農地転用許可の前に同区域からの除外を行う必要があることから、都道府県知事は、市町村と密接に連絡をとり、市町村の行う同区域の変更に係る調整と併せて、農地転用許可に係る事前の調整を迅速に進めること。

附則

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

○農林水産省令第二十号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項第八号の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

農林水産大臣 山本 有二

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第十八号中「ガス事業法」を「ガス事業者（ガス事業法）に、「第二条第十一項」を「第二条第十二項」に、「（同条第九項に規定する大口ガス事業者を除く。以下「ガス事業者」という）」を「をいう。第五十三条第十七号において同じ」に改める。

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。